

屋根の雪下ろしにかかる費用の一部を助成します

補助対象の要件	<p>(次の要件全てに当てはまる方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎65歳以上の高齢者だけで一戸建ての持ち家住宅に居住していること ◎当該年度において市民税非課税世帯であること ◎本市の市税を滞納していないこと
対象経費	<p>持ち家住宅の雪下ろし及び下ろした雪の除排雪作業を市内の業者へ委託した場合の費用の2分の1を助成する。(上限3万円、申請は1回)</p>
実施期間	<p>12月から翌年の3月末日までに雪下ろしを実施した場合 (申請期限は3月末日)</p>
特に注意して いただきたいこと	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>作業前と作業後の写真が必要です。</u>提出できない場合は申請を受け付けすることができません。 ・<u>写真の撮影は原則、自分で撮影してください。</u>自分でできない場合は業者に相談すると撮ってくれる場合がありますので、必ず作業前に依頼してください。(撮影は業者の義務ではありません) ・申請の際は印鑑、写真、領収書、振込先口座がわかるものをお持ちください。 <p>※領収書は「雪下ろし」と「除雪・排雪」の経費が確認できるもの</p>
申請・お問い合わせ	<p>大館市福祉部 長寿課 高齢者福祉係 TEL 0186-43-7056</p>

(裏面もご覧ください。)

交付申請に必要な書類	
①高齢者等雪下ろし支援事業補助金申請書兼実績報告書(様式第1号) (窓口またはホームページ等)	○
②高齢者等雪下ろし支援事業補助金交付請求書(様式第3号) (窓口またはホームページ等)	○
③作業実施前、実施後の写真	○
④「雪下ろし」と「除雪・排雪」の経費が確認できる領収書	○
⑤振込先口座がわかるもの(通帳など)	○

作業依頼から補助金振込までの流れ	
①業者へ依頼する	<input type="checkbox"/> ご自宅の雪下ろしの必要に応じて市内の業者へ直接依頼してください。 ※業者には作業の実施前・実施後の写真を必ず撮っていただくようお願いしてください。(自分で撮影できる場合を除く)
②作業前	<input type="checkbox"/> 作業前の写真を撮影してください。(業者または自分で)
③作業	
④作業後	<input type="checkbox"/> 作業後の写真を撮影してください。(業者または自分で)
⑤業者へ費用の支払い	<input type="checkbox"/> 作業終了後、業者へ費用を支払ってください。 <input type="checkbox"/> 必ず領収書をもらってください。 ※領収書は「雪下ろし」と「除雪・排雪」の経費が確認できるものの発行を依頼してください。
⑥書類の提出	<input type="checkbox"/> 上記の書類をまとめて長寿課高齢者福祉係へ提出してください。
⑦書類の審査	<input type="checkbox"/> 市で提出された書類を審査します。
⑧補助金の振込	<input type="checkbox"/> 後日、指定の口座に補助金をお振り込みします。